

審査基準

令和 5年 9月 1日作成

法令名：武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根拠条項：第39条
処分の概要：緊急通行車両の確認
原権者（委任先）：都道府県知事、都道府県公安委員会
法令の定め： 災害対策基本法施行令第33条第1項、災害対策基本法施行規則第6条第1項、第2項
審査基準： 車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1及び2以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標準処理期間：1日
申請先：申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課窓口又は警察本部交通規制課
問合せ先：富山県警察本部交通部交通規制課（電話 076-441-2211）
備考：

審 査 基 準

令和 5年 9月 1日作成

法 令 名 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項 : 第 39 条
処 分 の 概 要 : 国民の保護のための措置の実施前における緊急通行車両の確認
原権者 (委任先) : 都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め : 災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項、災害対策基本法施行規則第 6 条第 1 項、第 2 項
審 査 基 準 : 車両の使用者の申出を受けた都道府県公安委員会は、当該車両が武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 10 条、第 11 条、第 16 条又は第 21 条の規定により、国民の保護のための措置を実施しなければならない者の車両であることに加え、以下のいずれかに該当すると認めるときは、緊急通行車両として使用されるものであることの確認を行うものとする。 1 国民の保護のための措置に従事する者の緊急輸送を行う車両であること。 2 国民の保護のための措置に必要な物資の緊急輸送を行う車両であること。 3 1 及び 2 以外の場合であって、国民の保護のための措置を実施するための車両であること。
標 準 処 理 期 間 : 14 日
申 請 先 : 申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課窓口又は警察本部交通規制課
問 合 せ 先 : 富山県警察本部交通部交通規制課 (電話 076-441-2211)
備 考 :

審 査 基 準

令和 5年 9月 1日作成

法 令 名 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項 : 第 39 条
処 分 の 概 要 : 標章及び証明書の書換え交付
原権者 (委任先) : 都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め : 災害対策基本法施行規則第 6 条の 3 第 2 項
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14 日
申 請 先 : 申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課窓口又は警察本部交通規制課
問 合 せ 先 : 富山県警察本部交通部交通規制課 (電話 076-441-2211)
備 考 :

審 査 基 準

令和 5年 9月 1日作成

法 令 名 : 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令
根 拠 条 項 : 第 39 条
処 分 の 概 要 : 標章及び証明書の再交付
原権者 (委任先) : 都道府県知事、都道府県公安委員会
法 令 の 定 め : 災害対策基本法施行規則第 6 条の 4 第 2 項
審 査 基 準 : 判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 : 14 日
申 請 先 : 申請書は、出発地を管轄する警察署の交通課窓口又は警察本部交通規制課
問 合 せ 先 : 富山県警察本部交通部交通規制課 (電話 076-441-2211)
備 考 :